



### 質問 1

当病院は、医療法人の理事長である院長の出身大学の医局に対し、研究助成の意味で200万円の寄附をしました。法人税法上全額損金として認められるのでしょうか。

### 回答

寄附金は一定の限度額以内の金額に限り損金になりますが、ご質問の場合には理事長に対する役員給与となります。

寄附金とは、その名義のいかんを問わず、無償で相手方に物または経済的利益を与えることをいいます。しかし、この場合にも、その実態を十分に考察する必要があります。

ご質問の場合のような寄附金は、病医院の場合によくあるようですが、この場合には、その医療法人の病医院の事業と何らかの関係を有しているとか、一般的にみて寄附金を支出することが妥当であるかどうか、検討してみる必要があります。単に理事長の出身大学というだけでは問題があるわけです。例えば理事長の個人的趣味により、茶道、華道等の財団法人に対して、医療法人が寄附することは、経済的にみると、法人が理事長に代わって寄附したことになりますから、理事長に対する役員給与と認定されるわけです。

このように考えてみますと、ご質問の理事長の出身大学の医局への寄附金は、病院の業務遂行上必要な寄附金とみることではできないと思われます。したがって、理事長個人が負担すべき性格の支出と認められますので、医療法人の寄附金ということではできず、理事長に対する役員給与と考えるべきでしょう。

なお、法人税法上の寄附金の取扱いについてその概略を述べてみますと、次のとおりとなります。

#### (1) 一般の寄附金の損金算入限度額

普通法人の各事業年度に支出した寄附金については、次の算式により計算した金額を限度として、損金の額に参入されます。

$$\left\{ (\text{期末の資本金等の額} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}) + (\text{所得金額} \times \frac{2.5}{100}) \right\} \times \frac{1}{4}$$

#### (2) 国等に対する寄附金

法人の寄附金のうち、国または地方公共団体に対する寄附金および公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人等であって、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等に著しく寄与するものとして財務大臣の指定した寄附金(いわゆる指定寄附金)については、その支出額の全額が損金の額に参入されます。

#### (3) 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または、科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものに対する寄附金で、当該法人の主たる目的とする業務に関連するものについては、上記(1)の損金算入限度額と同額まで損金の額に参入されます。